

5号(口)概要

対象者	法人・個人：事業実体のある事業所の所在地が厚木市であること。 ※法人において、登記上の住所地在厚木市であっても、事業実体が市外の場合は、事業実体のある事業所の所在地を所管する市区町村に申請してください。
対象業種	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種(*指定業種リスト参照)
認定要件	次のいずれかに該当すること 要件①営んでいる事業が全て(単一事業含む)指定業種であり、最近1か月の平均仕入単価が前年比で 20%以上上昇し、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が 20%以上あり、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っている。 要件②主たる事業が指定業種であり、当該主たる業種及び全体について、最近1か月の平均仕入単価が前年比で 20%以上上昇し、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が 20%以上あり、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っている。 要件③主たる業種、従たる業種問わず、1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、指定業種の最近1か月の平均仕入単価が前年比で 20%以上上昇し、全体の売上原価に対する指定業種に係る原油等の仕入価格の割合が 20%以上あり、最近3か月の全体の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている。
必要書類	① 5号(口)認定申請書(指定様式) *厚木市ホームページから書式をダウンロードできます。 ② 売上高比較表(指定様式) *厚木市ホームページから書式をダウンロードできます。 ③ 法人：直近の法人税等申告書の写し 個人：直近の所得税確定申告書の写し (税務署の收受印が押してあるもの、電子申告の場合は、税務署が電子申告を受付したことを確認できるものを添付してください。) ④ 許可等が必要な業種については、許可証等の写し
注意事項	① 主たる業種とは、原則として最も売上が多い業種のことです。 ② 認定申請書及び売上高比較表は 事前に記入してお持ちください 。 ③ 売上高等の 額を記入する際は、円単位で記入 することとし(参照元の資料が千円単位の場合は数字の右に「000」をつけ、円単位としてください)、減少率等を記入する際は小数第三位を切り捨て、小数第二位までを記入してください。 ④ 自社の業種がどの業種にあてはまるかわからない場合は、関東経済産業局産業部中小企業金融課(048-600-0425)にお問い合わせください。 ⑤ 本認定によって神奈川県信用保証協会の信用保証の審査がそのまま通るものではありません。
申請場所	厚木市役所第二庁舎8階 産業振興課
受付時間	8:30~17:15
認定書交付	申請書受付日の翌開庁日の 13:00 以降、産業振興課窓口で交付いたします。認定書の有効期間内(30日以内)に受け取りをお願いします。
問合せ先	厚木市産業振興課産業振興・企業誘致係 電話：046-225-2830 FAX：046-223-7875 e-mail：3900@city.atsugi.kanagawa.jp